

公益社団法人 九州機械工業振興会

会員の入会・退会等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人九州機械工業振興会（以下「本会」という。）定款第3章（会員）に定める規定に基づき、本会の会員に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 本会の会員（定款第5条に規定する）は、次の各号のいずれかに該当する個人、法人及び団体とする。なお、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、入会した個人及び法人並びにこれらの者を構成員とする団体。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は法人並びにこれらの者を構成員とする団体。

(入会の手続)

第3条 本会の会員申請は、定款第6条に規定する入会申込書（別紙第1号様式）によって行う。同申込書に個人にあつては、身分を証明する書類、法人又は団体にあつては、当該法人又は団体の証明できる書類を添付しなければならない。ただし、会長が必要ないことを認めたときは、添付書類を省略することができる。

(入会資格審査基準)

第4条 本会の入会にあつては、定款第6条に基づき、次の基準で入会の可否を決定するものとする。

- (1) 本会の趣旨目的に賛同し、別に定める基準に該当するもの。
 - (2) 過去に本会の会員であった者が、本会の会員の資格を喪失してから3年以上経過していること。
 - (3) 入会申込書の添付された関係書類等から、会員にふさわしいものと認められる個人又は法人並びにこれらの者を構成員とする団体であること。
 - (4) 現在、成年被後見人又は被補佐人でない者であること。
- 2 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、直ちに別紙第2号様式（入会決定通知書）により本人に通知しなければならない。

(会員名簿)

第5条 本会の会員名簿の様式は別紙第3号様式による。

(入会金及び会費)

第6条 入会金及び会費（定款第7条に規定する）は、別紙第4号様式の基準によるものとする。

- 2 会費は年会費とし、月割り、日割りは行わないものとする。

(会費等の納入)

第7条 本会に入会した正会員及び賛助会員は、第4条第2項の規定による入会決定通知書を受け取った日から1週間以内に、入会金及び会費を本会所定の方法により納入しなければならない。

2 正会員及び賛助会員は、毎事業年度の会費として、年度初めに請求書送着後2ヶ月までに本会所定の方法により納入しなければならない。

3 会長は、前2項の入会金及び会費を収納したとき及び会費を収納したときは、領収書を交付しなければならない。ただし、金融機関からの振込により納入された場合には、領収書の交付はしないものとする。

4 正会員及び賛助会員から入会金及び会費が納入されたときは、直ちに会費台帳に記載しなければならない。

(資格の喪失)

第8条 会長は、会員が定款第9条の規定により資格を喪失したときは、会員名簿にその旨を記載しなければならない。

(退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、退会をしようとする日の1ヶ月前までに、別紙第5号様式の退会届を会長に提出しなければならない。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が年度の途中において退会するときは、その年度の未納会費は納入しなければならない。

2 会員が当該年度の会費を既に納入したものについては、これを返還しない。

(会員の異動に関する通知)

第11条 会長は、第4条第2項の規定に基づき新会員の入会を決定したとき、若しくは本会の会員がその資格を喪失し、又は退会したこと等により会員に異動のあったときは、電磁公告に掲載しなければならない。

(補 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年6月25日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から適用する。